

津島市農業委員会の委員選任に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)及び津島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例(平成28年津島市条例第30号)に基づき、津島市農業委員会(以下「農業委員会」という。)の委員(以下「委員」という。)の推薦及び応募並びに選任の手続等に関し、法令に規定するものほか必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び応募の方法)

第2条 委員の候補者として推薦及び応募の方法は、法第9条の規定に基づき、次に掲げるものとする。

- (1) 農業者からの推薦
- (2) 農業関係者が組織する団体その他の関係者からの推薦
- (3) 一般応募

(推薦及び応募の資格)

第3条 委員として推薦を受ける者及び応募する者は、農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)に定めるものほか、農業委員と兼職を禁止されている職にある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (3) 法第8条第4項の規定に基づく該当者

(推薦及び応募の周知)

第4条 委員の候補者(以下「候補者」という。)の推薦及び応募に当たっては、要領を作成するとともに、次の方法により公表し、周知するものとする。

- (1) 市ホームページ
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認められる方法

(推薦及び応募手続)

第5条 候補者の推薦及び応募に当たり、次の手続を経るものとする。

- (1) 第2条第1号の規定による推薦をしようとする者は、津島市農業委員会委員候補者推薦申込書（個人用）（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、定められた期日までにその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、推薦を受ける者が市外に住所を有する場合、その市町村にて発行する住民票の写し（発行後3か月以内で本籍地記載のものに限る。以下この条において同じ。）を添えて提出するものとする。
- (2) 第2条第2号の規定による推薦をしようとする者は、津島市農業委員会委員候補者推薦申込書（団体用）（様式第2号）に必要事項を記入のうえ、定められた期日までにその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、推薦を受ける者が市外に住所を有する場合、その市町村にて発行する住民票の写しを添えて提出するものとする。
- (3) 第2条第3号の規定による応募をしようとする者は、津島市農業委員会委員候補者応募申込書（様式第3号）に必要事項を記入のうえ、定められた期日までにその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、応募をする者が市外に住所を有する場合、その市町村にて発行する住民票の写しを添えて提出するものとする。

（推薦及び応募の公表等）

第6条 推薦及び応募の時期は、おおむね1か月間とし、市ホームページ掲載その他適切な方法により推薦及び募集期間の中間並びに期間終了後に遅滞なく公表するものとする。

2 前項に規定する公表の事項は次のとおりとする。

- (1) 農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第5条第1項各号に掲げる事項（同規則第5条第1項第1号及び第3号に規定する住所を除く。）
- (2) 推薦を受けた者の数並びにそのうちの認定農業者等の数
- (3) 応募した者の数並びにそのうちの認定農業者等の数
- （委員の選任）

第7条 市長は、候補者のうちから委員として適当であると認められる者を議会の同意を得たうえで委員を選任し、辞令を交付するとともに推薦及び応募した者に選任結果を通知するものとする。

2 第5条の規定に基づき推薦を受けた者及び応募した者について、その人数が募

集定数を超えた場合又は必要と認められる場合には、市長は津島市農業委員会の委員候補者評価委員会設置要綱の規定に基づく津島市農業委員会の委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に候補者の評価を求めるものとし、評価委員会からの報告を受けたのちに第7条第1項の規定に基づき選任する。

3 評価委員会は、前項の規定による市長の求めに応じ、次の基準を勘案のうえ候補者を評価し、市長に報告する。

- (1) 農業に関する知識及び経験を有すること。
- (2) 市内の農業の実情に精通していること。
- (3) 市内の農家及び農業者の信頼を得ていること。
- (4) 公正中立かつ客観的な立場での判断、相談、調査、指導その他の農業委員業務の適切な遂行ができること。
- (5) 認定農業者等又はこれに準ずる者であるか否か。
- (6) 女性・青年であるか否か。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

（委員の補充）

第8条 市長は、罷免、失職及び辞任等による委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合又は運営に著しく影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、この要綱の規定に基づき速やかに補充するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月17日から施行する。

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

この要綱は、令和4年12月9日から施行する。